

「一括請求 Assist®」ソフトウェア使用約款

第1条（使用許諾）

株式会社山陰合同銀行（以下、「当行」といいます。）が提供する「ごうぎんでんさいサービス」（以下、「でんさいサービス」といいます。）の利用契約者（以下、「お客さま」といいます。）は、でんさいサービスの一括記録請求データ作成用ソフトウェア「一括請求 Assist®」（以下、「本ソフトウェア」といいます。）を、本使用約款の各条に従うことを条件に無償で使用するものとします。

第2条（目的）

当行は、お客さまが当行の提供するでんさいサービスを利用する目的の範囲で本ソフトウェアの使用を許諾します。

第3条（使用の制限）

1. お客さまは、本ソフトウェアおよび付属するドキュメントを第三者に譲渡、再使用許諾、占有の移転その他の方法で使用または占有をさせてはならないものとします。
2. お客さまは、本ソフトウェアに関連するすべてのプログラム等について、リバースエンジニアリングその他の方法により解析を行ってはならないものとします。
3. お客さまは、本ソフトウェアに関連するすべてのプログラム等について、いかなる変更または修正も行ってはならないものとします。
4. お客さまは、本ソフトウェアに関連するすべてのプログラム等に表示した著作権表示を削除してはならないものとします。

第4条（ソフトウェアの権利関係）

1. お客さまは、本使用約款に基づく使用許諾を除き、本ソフトウェアに関連するすべてのプログラム等および情報等に関するいかなる権利も有しません。
2. 本使用約款に基づく使用許諾を除く本ソフトウェアに関連するすべてのプログラム等に関する一切の権利は株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・フロンティアに帰属します。

第5条（機密保持）

お客さまは、本使用約款に基づく本ソフトウェアの使用継続中または、使用終了後に関わらず、本ソフトウェアに関連するすべてのプログラムおよび情報等について、第三者に開示してはならないものとします。但し、以下の各号に規定する情報は、機密保持の対象外とします。

- （1）当該情報を取得した時点で既に公知となっていた情報

- (2) 本使用約款に違反することなく当該情報を取得した後に公知となった情報
- (3) 当該情報を取得した時点で既にお客さまが保有していた情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
- (5) 当行から開示された秘密情報を利用することなく独自に知得した情報

第6条（従業員等に対する措置）

1. お客さまは、お客さまの従業員、派遣社員、嘱託社員等お客さまの指揮・命令を受けて、お客さまの業務に従事する者（以下、総称して「お客さまの従業員等」といいます。）に対して、本使用約款の目的に必要な範囲で、本ソフトウェアを使用させることができるものとします。なお、お客さまは、お客さまの従業員等に本ソフトウェアを使用させるにあたっては、本使用約款においてお客さまが負っている義務と同等の義務を遵守させるものとします。
2. 前条の規定に関わらず、お客さまは、本ソフトウェアの使用のために必要な情報をお客さまの従業員等に開示することができます。但し、この場合には、お客さまは、お客さまの従業員等が知り得た前条所定の情報を第三者に開示若しくは本使用約款の目的に必要な範囲を超えて利用または使用しないよう適切な措置をとるものとします。

第7条（契約終了時の義務）

お客さまは、本使用約款による契約が終了した場合、本ソフトウェア本体、関連するすべてのプログラムおよび情報等をお客さまの責任と負担において破棄するものとします。

第8条（免責事項、損害賠償）

1. 天災・火災・騒乱等当行の責に帰すことができない事由等やむを得ない事由により本ソフトウェアに関するサービスの取扱が遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
2. 本ソフトウェアを使用してお客さまが期待する結果が得られなかった場合や、本ソフトウェアを使用した結果、お客さまが直接的あるいは間接的に損害を被った場合については、本ソフトウェアないしデータの瑕疵その他原因の如何に関わらず、当行は賠償の責めを負いません。

第9条（使用許諾の終了）

1. お客さまは、本ソフトウェア本体、関連するすべてのプログラムおよび情報等を廃棄することによって、いつでも契約を終了させることができます。
2. 当行は、お客さまが本使用約款に違反したとき、または止むを得ない事由がある場合、直ちに契約を終了できるものとします。この場合お客さまは、本ソフトウェア本体、関連するすべてのプログラムおよび情報等を廃棄しなければなりません。

第10条（規定の変更）

1. 本使用約款の各条およびその他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載等、当行の定める方法で公表または通知することにより変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この場合、公表の日から適用開始日までは、変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。
3. 本使用約款変更後にお客さまが新たに本ソフトウェアを使用した場合には、「変更後の使用約款」を承諾したものと取り扱います。なお、変更により損害が生じたとしても当行は一切責任を負いません。

第11条（準拠法・管轄）

本使用約款の準拠法は日本法とします。本使用約款に関する訴訟については、当行の本店所在地の管轄裁判所とします。

以上